

基本的方向性 2

子どもたちの多様な個性や能力を活かす教育

全ての子どもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるように育てることが必要です。

また、障がいのある人も、障がいのない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められます。

岐阜市は、一人ひとりがそれぞれのフロンティアを切り拓いていけるよう、子どもを取り巻く環境の整備を推進するなどして、子どもたちの多様な個性や能力を活かす教育を進めます。

(基本的方向性2の各目標)

目 標	ページ番号
目標 9 才能の芽を見出し伸ばす教育の推進	P37
目標10 特別支援教育の推進	P38
目標11 学びのセーフティネットの構築	P39

目標9 才能の芽を見出し伸ばす教育の推進

これまでの日本の学校教育は、全国的に高い水準の教育を実施し、日本の成長を支える人材の育成に貢献してきました。一方で、多様な個性や能力のある子どもたちが必ずしも力を発揮・伸長することが難しかった側面もあります。今後はその個性や能力をより尊重し、磨き高めることにも重点を置く必要があります。

学校・家庭・地域が連携するとともに、企業等との協働を推進し、子どもたちが多様な個性や能力を開花・伸長できるよう、必要な人(専門家、プロなど)やモノ、機会などの環境を整えることで才能の芽を見出し伸ばす教育の推進を図ります。

(具体的な取組み)

取組み名	資料編参照	複数の目標に掲載
土曜日の才能開花教育“ギフトッド”	P57-38	
プログラミング教育	P52-14	目標1・3
学校跡地活用	P57-39	目標10・11・15

目標10 特別支援教育の推進

障がいのある子どもについて、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要です。また、一人ひとりを尊重し、個々の違いを尊重しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる多様性ある社会を目指すうえでも、特別支援教育の推進は大きな意義を有します。

そのために、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、適切な指導や支援を切れ目なく提供する多様な学びの場を確保し、連続的で柔軟な教育支援体制の構築を目指します。

また、配慮を要する子どもへの個別の指導や支援を充実させるため、学校にハートフルティーチャーやハートフルサポーター、特別支援教育介助員を配置するとともに、子どもの教育的ニーズを早期段階で把握し適切な支援につなぐなどして、特別支援教育の推進を図ります。

(具体的な取組み)

取組み名	資料編参照	複数の目標に掲載
ハートフルティーチャー	P57-40	
ハートフルサポーター	P57-41	
特別支援教育介助員	P58-42	
学校跡地活用	P57-39	目標9・11・15
“エールぎふ”との連携	P58-43	目標11・17

目標11 学びのセーフティネットの構築

全ての子どもに、有意義で充実した学校生活を送る権利があり、教育機会が確保されなければなりません。

いじめは、特定の子どもに特有の問題があることによって起こるのではなく、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分に認識し、学校と教育委員会が連携して問題解決にあたります。

いじめのほか、不登校、非行、日本語対応など学習や生活に困難を有する子ども、保護者や学校教職員に対しても、“エールぎふ”や関係機関と連携して支援します。

また、経済的な理由から教育を受けることが困難な子どもも、その希望する教育を受けられるよう、教育に必要な費用を支援するなどして、学びのセーフティネットの構築を図ります。

(具体的な取組み)

取組み名	資料編参照	複数の目標に掲載
いじめの防止と克服	P59-44	
ほほえみ相談員	P59-45	
生徒指導サポーター	P59-46	
外国籍児童生徒等対応指導員	P60-47	
学校跡地活用	P57-39	目標9・10・15
“エールぎふ”との連携	P58-43	目標10・17
要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金	P60-48	